

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第6号

(所 管) 博物館 学芸課

件 名	市長からの意見聴取（堺市博物館条例等の一部改正）について
提 案 理 由	<p>堺市博物館条例等の一部を改正する条例を令和5年第1回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年2月1日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の一部改正により、博物館の事業が見直されたこと等を踏まえ、次の条例について所要の改正等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 堺市博物館条例（昭和55年条例第13号）</li><li>(2) 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）</li><li>(3) 堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）</li><li>(4) 堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）</li></ul> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 堺市博物館及び堺市立みはら歴史博物館の事業について、博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開することの追加等を行うもの</li><li>(2) 規定の整備を行うもの</li></ul> <p>3 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	

議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</li><li><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</li><li><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</li></ul>
------------	---

## 報告第 6 号

### 市長からの意見聴取(堺市博物館条例等の一部改正)について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた、次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 2 月 1 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 2 月 21 日  
堺市教育委員会  
教育長 栗井 明彦

## 堺市博物館条例等の一部を改正する条例

(堺市博物館条例の一部改正)

第1条 堺市博物館条例(昭和55年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、」を削り、「寄与するため」の次に「、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する博物館として」を加える。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

別表中「別表」を「別表(第3条関係)」に改める。

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第2条 堺市ラブホテル建築等規制条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第2条関係)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第4条関係)」に改め、同表第3号中「第29条に規定する博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(堺市立みはら歴史博物館条例の一部改正)

第3条 堺市立みはら歴史博物館条例(平成16年条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 博物館資料に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を作成し、公開すること。

(堺市旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正す

る。

第3条第1項第2号中「第29条の規定により指定された博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

堺市博物館条例（昭和55年条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、</u>歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁に堺市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 他の博物館、図書館、学校、研究所等と緊密に連絡して情報の交換を行うこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第8条 <u>法第20条第1項の規定に基づき、</u>博物館に堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>別表</u></p> <p>(略)</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館として、</u>堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁に堺市博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第8条 <u>法第23条第1項の規定に基づき、</u>博物館に堺市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <p>(略)</p>

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p><u>別表第1</u> （略）</p> <p><u>別表第2</u> （1）～（2） （略） （3） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 （4）～（10） （略）</p>	<p><u>別表第1（第2条関係）</u> （略）</p> <p><u>別表第2（第4条関係）</u> （1）～（2） （略） （3） 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 （4）～（10） （略）</p>

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 他の博物館、図書館、学校、研究所等と緊密に連絡して情報の交換を行うこと。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 博物館は、おおむね次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 博物館資料に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、公開すること。</u></p> <p>(5) 略</p>

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（法第3条第3項第3号の条例で定める施設）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（法第3条第3項第3号の条例で定める施設）</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>